

田辺市介護保険居宅介護福祉用具購入費の受領委任払い制度について

田辺市では、利用者負担の軽減を行なうこと等を目的として、「田辺市介護保険居宅介護福祉用具購入費の受領委任払い制度」を下記のとおり、平成24年4月から開始しています。

この制度に基づき、介護保険制度の福祉用具購入費の支給を受けるためには、事前に「介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者」として登録を受ける必要があります。

登録を希望される事業者は、別添「田辺市介護保険居宅介護福祉用具購入費の受領委任払いに関する要綱」をご確認のうえ、「介護保険福祉用具購入費等受領委任払い登録申請書」に必要な書類を添付し、田辺市役所やすらぎ対策課介護保険係までご提出ください。

記

1. 福祉用具購入費の受領委任について

介護保険の要介護認定・要支援認定を受けて厚生労働大臣が定める種類の福祉用具を購入した場合、その費用（消費税を含み最大10万円まで）の7割～9割（最大9万円まで）が介護保険から給付されます。

介護保険福祉用具購入費については、利用者が全額を事業者に支払った後に、申請を頂き、保険給付分を利用者に給付する「償還払い」が原則ですが、福祉用具購入費の受領を登録した事業者に委任した場合、利用者は事業者に予め保険給付相当額を控除した費用（1割～3割）を支払い、その後、やすらぎ対策課介護保険係へ申請頂きますと、市から事業者へ介護保険福祉用具購入費を給付できるようになります。（受領委任払い）

2. 登録を行なうために必要な要件

登録を受けようとする事業者は、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 納税義務を履行していること。
- (2) 法第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条の2第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者として和歌山県からの指定（以下「指定」という。）を受けていること。
- (3) 各種法令等を遵守すること。

3. 登録の方法

登録を受けようとする事業者は、介護保険福祉用具購入費等受領委任払い登録申請書に次に掲げる書類を添付し、田辺市役所やすらぎ対策課介護保険係に提出して下さい。

- (1) 介護保険福祉用具購入費等受領委任払い制度に係る取誓約書
- (2) 納税証明書

(3) 印鑑証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

4. 受領委任払い制度を利用できる方

要支援・要介護認定を受け、かつ、保険料の滞納による処分（保険給付の支払方法の変更又は一時差止め等）を受けていない方

5. 登録事業者の周知方法

「田辺市介護保険福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者一覧リスト」を必要な方に配布するとともに、田辺市やすらぎ対策課ホームページ上に掲載します。

6. その他

(1) 登録を受けない場合でも、従来の償還払いによる福祉用具購入費は給付されます。

(2) 受領委任払い制度の場合、市から事業者へ福祉用具購入費が給付される期間は支給申請月の翌月から3ヶ月程度要します。